

佐賀県告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和 8 年 4 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所又は事務所 の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入 等又は歳出
星賀海運協 同組合	唐津市肥前町 星賀乙 923－ 11	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	星賀港港湾施設 の使用料の徴収 に関する事務